

耐震判定業務約款

制定：平成 22 年 1 月 20 日

改定：平成 22 年 4 月 1 日

改定：平成 23 年 6 月 10 日

株式会社ジェイ・イー・サポート

(契約の締結)

第1条 申込者(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイ・イー・サポート(以下「乙」という。)は、この約款及び「株式会社ジェイ・イー・サポート既存建築物の耐震診断等の判定実施要領及び耐震診断等の判定実施細則(以下「要領等」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)」を締結する。

2 この契約は、甲が乙に耐震診断等判定申込書(以下「判定申込書」という。)を提出し、乙が判定申込書に受付印を押印し、その写しを甲に交付した日をもって、締結がなされたものとする。

(責務)

第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって、建築物の耐震診断等の判定業務(以下「業務」という。)を次条に規定する期日(以下「業務期日」という。)までに行い、甲に対し、耐震判定報告書又は耐震判定をしない旨の通知を発しなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、乙に対し、要領等に基づき算定され、請求書により請求された額の手数料等を、判定委員会の日の10日前の日又は請求の日から1ヶ月を経過する日のいずれか早い日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

4 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するものの提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。

6 乙が審査中に提出図書に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。

7 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、第1条の契約締結の日から6ヶ月を経過する日とする。

2 乙は前条に掲げる業務について、乙の責に帰することができない事由等やむを得ない事情によって、第1項に定める業務期日までに完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示のうえ、業務期日の変更を請求することができる。

3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延

期することができる。

(審査中の判定申込内容の変更)

第4条 甲は、乙が第2条に規定する業務を完了する前までに甲の都合により判定申込内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙の変更部分の提出図書を提出しなければならない。

- 2 前項の判定申込内容の変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大幅なものと乙が認める場合にあっては、甲は、当初の判定申込内容に係る業務の申込を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申込しなければならない。
- 3 前項の申込の取り下げがなされた場合は、第5条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第5条 甲は次の各号のいずれかにあたるときは、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく第2条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期日を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申込を取り下げる旨を通知し、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。
- 4 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。

(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく第2条第3項に規定された支払期日までに手数料を納入しない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。

(甲乙の責任)

第7条 甲乙は、第5条及び前条の規定による契約の解除もしくはこの契約に基づく法律行為により損害を受けた場合において、第2条第3項の規定に基づき甲から乙へ支払われた一件あたりの手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるとき、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した判定申込書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の耐震判定業務が行

われたとき

(2)乙に故意又は重大な過失がなく、耐震判定を行った構造計算プログラムのバグ等乙の予見不可能な事情により乙の耐震判定業務に誤りが生じたとき

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を判定手数料の10倍までとする。

(附則)

この約款は平成22年1月20日から施行する。

(附則)

この約款は平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この約款は平成23年6月10日から施行する。